

第12章 税制

タイに投資をしようという外国企業にとって、その税制は重要な要素である。タイの税体系は、法人所得税（20%）、付加価値税（7%）、特定事業税（0.11～3.3%）、個人所得税（0～35%の累進課税）、非居住者源泉課税（海外送金に対する源泉徴収、10～15%）、石油所得税、関税（第16章2節で取り上げる）、物品税、印紙代等の国税と、土地家屋税、地方開発税、看板税等の地方税がある。なお、従来、別々に定められていた土地家屋税と地方開発税は、2020年1月より土地・建物税に一本化された。

国税のうち、法人所得税、付加価値税、特定事業税、個人所得税、印紙税は国税法典において規定され、運用の詳細は、勅令、財務省令、告示、通達等に規定されている。

1. 法人所得税

タイで事業活動を実施する法人は、法人所得税を納めなければならない（BOIの奨励認可を受けた事業に係る法人所得税の減免については、既に第9章の「主要投資インセンティブ」で触れたのでここでは省略する）。

タイ国法の下で登記された企業は、所得の源泉が国内か国外かを問わず、全ての所得が課税の対象となる。タイ国内で未登録または非居住の外国企業は、タイ国内源泉の収入に対してのみ課税される。課税方法には、申告納税、源泉徴収、査定官による査定徴収の3種がある。

申告納税は、年2回に分けられている。第1回目は、事業年度を6ヵ月経過した日から2ヵ月以内で、原則として企業が見積もった年間課税所得の2分の1に対応する税額を申告・納付する。第2回目の申告については、決算日後150日以内に確定申告を行い、納付税額を調整した上で、所要の税額を納付する。

ただし、当初見積もった年間所得が、実際の年間所得に比べて25%以上低く、中間納税額が本来納めるべき納税額よりも低かった場合、合理的な理由がない限り、不足税額の20%を追加徴収されるので注意が必要である。なお、法人設立初年度や会社解散で会計期間が1年未満の場合は、中間申告は必要とされない。

税率は、課税所得に対し原則20%である。一方、中小企業（払込資本金500万バーツ以下、かつ収益が年度で3,000万バーツ以下）については、図表12-1に示されている軽減税率が適用されている。

図表 12-1 中小企業に対する法人所得税率の軽減措置

中小企業（払込資本金500万バーツ以下、且つ収益が年度で3,000万バーツ以下）への軽減措置	軽減税率
1 課税所得が1～30万バーツまで	0%
2 同30万超～300万バーツまで	15%
3 同300万バーツ超	20%

（出所）JETRO 資料より作成

課税所得は、損益計算書の税引前利益に税務上の各科目を加減して調整、算出する。通常の事業経費や減価償却費は総収入からの控除が認められる。ただし、資産の譲渡、役務の提供、資金の貸付等に係る益金収入については、無償または市場価格より低い価格での譲渡や市場より低い利息で調達されたとみなされた場合には、査定官が市場価格で収益を査定することがあるので注意を要する。

一方、損金に関しては、一定限度を越えた接待交際費や寄付金には損金算入が認められない場合がある。接待交際費は、総売上と資本金のいずれか大きい額の0.3%または1,000万パーツ（約3,400万円）が上限で、取締役や管理職員の承認を受け、領収書等により支払いを立証できるものでなければならない。寄付金は、寄付金控除前の税務上の課税所得の2%が上限で、王室・政府プロジェクトや公立病院、公立の教育機関等、指定された団体への寄付が損金対象となる。また乗用車に係る費用では、月額36,000パーツ（約12万円）を超えるリース料、購入であれば取得価額のうち累計で100万パーツ（約340万円）を超える減価償却費は、いずれも損金算入ができないとされている。

税務上の欠損金は翌5事業年度に限り繰り越すことが認められており、当該期間の課税対象利益と相殺することができる。日本の法人税との主な違いを図表12-2にまとめた。このほか、源泉徴収による納税は広範囲に要求されており、原則として翌月の7日までに納入しなければならない。源泉徴収を要求される主な項目は図表12-3のとおり。

図表 12-2 日本の法人税との主な違い

- | | |
|---|---|
| 1 | 源泉徴収による納税制度が広範囲に及ぶ。 |
| 2 | 日本の租税特別措置法ほど広範ではないが、投資奨励法による減免措置がある。 |
| 3 | 年度の途中で当該年度の予想収益に基づく中間申告、中間納税制度がある。 |
| 4 | 税率は20%の単一税率である（中小企業は例外あり）。 |
| 5 | 減価償却制度は日本ほど複雑ではなく、耐用年数表も残存価格制度もない。
但し、耐用年数が1年以上のものは、少額資産でも中古品でも全て資産計上し、減価償却の対象となる。 |
| 6 | 貸倒引当金をはじめ殆どの準備金、引当金は損金算入が認められていない。
但し、金融機関の貸倒引当金等一部は例外的に損金算入が認められている。 |
| 7 | 罰則が重く、重加算税は200%、延滞税は月1.5%である。 |
| 8 | 日本の法人事業税、法人住民税に相当するものはない。 |

（出所）BOI 資料より作成

図表 12-3 法人が源泉徴収を求められる主な項目

支払の種類	税率
1 内国法人が内国法人または個人に支払う賃貸室料	5%
2 内国法人が弁護士等の職業的専門家に支払う報酬	3%
3 内国法人が内国法人または個人に支払う広告料	2%
4 内国法人が内国法人に支払う貨物運送料	1%
5 内国法人が日本に支払う配当金（但しBOI奨励企業の免税期間中の免税所得からの配当は非課税）	10%
6 内国法人が日本に支払う技術使用料	15%
7 内国法人が日本に支払う利子等	15%（注）

（注） ただし、送金先が金融機関の場合は 10%、国の金融機関の場合は免税。

（出所） BOI 資料より作成

2. 付加価値税

付加価値税（VAT）は日本の消費税に相当し、タイ国内における物品の販売、サービスの提供や輸入に対して 7%の税率で課税される。年間収益が 180 万バーツ（約 600 万円）を超える事業者は、VAT 登録事業者として税務当局に登録をしなければならない。

VAT は 1992 年から導入されているが、通貨・経済危機後の景気の刺激を目的に、当初時限措置として税率が 10%から 7%に引き下げられ、以降更新を繰り返し今日に至っている。なお、VAT の課税対象とならない取引（非課税）には、農産物、動物、肥料、飼料等の販売、新聞、定期刊行物、教科書の販売、不動産の貸付等がある。また、輸入については CIF 価格に関税、物品税を上乗せした価格に 7%課税され、輸出についてはゼロ税率が適用される。また、2021 年 9 月 1 日から施行された歳入法の改正により、国外からタイ国内向けにオンラインサービスを提供している「E-Service」の提供者（電子商取引のプラットフォーム、モバイルゲーム、動画配信サービス等）は、タイ国内企業と同様に、納税者登録の義務及び付加価値税の納税義務を負うことになる。

納税企業は、取引ごとの税額表（Tax Invoice）を用いて、販売時に受け取った VAT（売上税）と仕入れ時に支払った VAT（仕入税）との差額を積上げて納税（場合によっては還付もある¹⁰）する。ただし、取引証明書である Tax Invoice がない VAT、Tax Invoice の発行資格のない者が発行した Tax Invoice に基づく VAT、交際費に係る VAT、事業に直接関係しない支出に係る VAT、乗用車または 10 人乗り以下のバスの購入、ハイヤーパーチェス・リースに係る VAT 等は、売上 VAT から控除することはできない。Tax Invoice は原則として供給者が発行する義務を負うが、物品を輸入する場合は関税局の発行した領収書が、サービスの輸入の場合は歳入局の発行した領収書が Tax Invoice となる。

¹⁰ 売上税総額が仕入税総額を下回る場合には還付を受けるが、還付は、翌月以降の納税分と相殺する方法または還付請求で支払われる。還付請求時には原則税務調査が行われるが、会社立ち上げ時で売上がない場合や輸出中心の企業の場合には、税務調査に時間がかかり、還付が遅延し、問題視されることがある。

実際の納税は、月ごとに翌月の 15 日までに申告をし、納税を行う。ただし、物品の輸入の場合は通関時に関税局へ VAT を納付し、サービスの輸入(例えば日本本社へのロイヤリティーの支払)の場合には、サービス料を支払った翌月の 7 日までにその支払者が申告し、歳入局に VAT を納付する必要がある。

3. 特定事業税

特定事業税は、金融機関、証券業、保険業、不動産販売業等付加価値の算定が困難な特定事業に対して課される税金である。当該事業には、特定事業税の税率に地方税として 10% が上乘せされた税率が適用されている。特定事業税(地方税込)の税率は 2.75% または 3.30% だが(図表 12-4)、商業銀行事業、ファイナンス、証券業務の特定取引の税率は 0.11% に低減されている。

これらの業務を専ら行う企業に限らず、一般企業でも土地を譲渡した場合や貸付金の利息を受領した場合にも、特定事業税は課せられる。税額は各月の総収入に税率を乗じて算出され、原則として翌月の 15 日までに申告し、納税しなければならない。

図表 12-4 特定事業税課税対象事業と適用税率

課税対象事業	税率
1 商業銀行業務	3.30%
2 ファイナンス、証券業務	3.30%
3 生命保険業務	2.75%
4 質業	2.75%
5 商業銀行類似業務	3.30%
6 不動産販売	3.30%
7 有価証券	免税

(出所) JCIF、KPMG 資料等より作成

4. 個人所得税

暦年中に通算 180 日以上タイに滞在する外国人は居住者とみなされ、国内源泉所得と一定の国外源泉所得に対して課税される。また非居住者の場合でも、タイ国内源泉所得は課税される。2023 年 1 月時点での個人所得税の税率は、図表 12-5 に示すような 5%~35% までの累進税率となっている。

個人所得税の課税年度は暦年で、翌年の 3 月末までに各個人が確定申告を行い、納税する必要がある。ただし、タイでも日本と同様に、給与所得に関する源泉徴収制度がある。企業は各個人の年間所得を推計し、それに基づき毎月の個人所得税額を算出し、給与から天引きして納税する義務を負っている。この場合、企業は給与支払い月の翌月 7 日までに申告し、納税する必要がある。その際、源泉徴収証明書が発行され、各個人が事後に確定申告を行う点は日本と同様である。

個人所得税の控除制度には図表 12-6 のようなものがある。

図表 12-5 個人所得税の累進税率

	累進税率所得区分	税率
1	0 ～ 15万バーツ	免税
2	15万バーツ超 ～ 30万バーツ	5%
3	30万バーツ超 ～ 50万バーツ	10%
4	50万バーツ超 ～ 75万バーツ	15%
5	75万バーツ超 ～ 100万バーツ	20%
6	100万バーツ超 ～ 200万バーツ	25%
7	200万バーツ超 ～ 500万バーツ	30%
8	500万バーツ超	35%

図表 12-6 個人所得税の各種控除制度

1	経費控除	所得の50%、ただし10万バーツが上限
2	基礎控除	6万バーツ
3	配偶者控除	6万バーツ
4	両親扶養控除	3万バーツ/人（60歳以上）
5	子供控除	3万バーツ/人（養子は最高3人まで）
6	住宅ローン支払利子控除	最高10万バーツ
7	生命保険料控除	最高10万バーツ
8	退職年金基金積立金控除	最高50万バーツ

（出所）いずれも JCIF、KPMG、PwC 資料等より作成

5. 石油所得税

石油所得税は、石油会社の所得に対して課税される。課税対象企業は、タイ政府から石油採掘区の割当許可を得ている企業や、石油採掘区の所有者から輸出目的で石油を購入する企業である。石油会社の所得には、石油と天然ガスの製造、輸送、販売によるものと、採掘区の使用料、鉱業権の譲渡等がある。

石油所得税の税率は 50% である。また、2017 年に石油法が改正となり、「石油及びガスの生産者・投資家による生産物分与協定（Production Sharing Agreement : PSA）」の制度が導入された。これに伴って石油所得税法も改正され、PSA を締結した生産分与者に対する税率は 20% とされている。

6. 物品税

物品税は、嗜好品と考えられる特定のサービスや物品の販売に対して課される。課税対象の物品やサービスでは、自動車、バイク（二輪車）、アルコール飲料、香水・化粧品、ゴルフ場（利用サービスや会員権収入）等が挙げられている（図表 12-7）。輸入品も課税対象となる。

税率は、小売価格を基にした従価税率、数量・重量を基にした従量税率、もしくはいずれか高い方とされている。納税義務者は、製造業者または輸入業者で、国産品の場合は物品の出荷時点で、輸入品の場合は通関時点で納税義務が生じる。

図表 12-7 物品税課税品目

1 石油・同製品	11 大理石・花崗岩
2 一部のノンアルコール飲料	12 オゾン層破壊物質
3 一部の電化製品	13 アルコール飲料
4 バッテリー	14 タバコ製品
5 クリスタルガラス製品	15 トランプ
6 自動車	16 娯楽サービス
7 二輪車	17 競馬場、レース場、宝くじ
8 ボート	18 ゴルフ場
9 香水・化粧品	19 通信サービス
10 毛織の絨毯	

(出所) PwC 「Thai Tax 2021/2022 Booklet」より作成

7. 印紙税

契約書や金融・商業関係書類、株式会社の定款等、歳入法典に規定されている 28 項目の文書や証書の作成に際し、印紙税が課せられる。歳入法付則の「印紙税額表」には、印紙税の対象となる証書、税額、税負担者等が列記されている。税率は文書や証書の種類によって異なっており、例えばリースや請負契約書では 1,000 バーツの価値につき 1 バーツとなっている。

8. 土地家屋税・地方開発税（2020 年より「土地・建物税」）

2019 年 3 月、「土地・建物税法」が発効された。これは従来の土地家屋税と地方開発税に代わるもので、日本の固定資産税に相当し、地方税である。従来の土地家屋税、地方開発税は廃止となる。

2020 年 1 月より、1 月 1 日時点である土地か建物を保有する者に、当該年の土地・建物税を課税する。国が定める評価額に対し、農業用では 0.15%、住居用では 0.3%、商業用では 1.2%、未使用では 1.2%を上限に、課税額が計算される。

従来の土地家屋税、地方開発税はいずれも地方税で、土地家屋税は、土地または建物の所有者に年間 12.5%の税率で課税するものである。課税標準は当該物件の「年間賃料相当額」とされ、所有者が年 1 回申告し、納税する必要がある。ただし、居住用住宅には課税されない。また、工場用の土地建物の場合には、課税標準が 3 分の 1 に減額されるという優遇措置がある。

地方開発税は、上記の土地家屋税の対象を除く土地を課税対象とするものである。課税標準は当該土地の「評価額」とされ、所有者が年 1 回申告し、納税する。ただし、居住用の土地、畜産用の土地、耕作用の土地は、一定額につき非課税とされる。

9. 看板税

これも地方税で、収益事業目的で使用される会社名、商号、商標等が記載された看板の所有者に看板の面積に応じて課税する税金である。ただし、事務所内部の看板や自動車に掲示された場合は、看板税は免除される。

税額は言語によって異なる。タイ語のみが記載されている場合は、500cm²あたり3パーツ、タイ語と外国語が併記されている場合は同20パーツ、外国語のみまたは外国語の下にタイ語の記載がある場合は同40パーツが課される。看板の所有者は毎年3月に申告書を提出し、査定通知日より15日以内に納税しなければならない。

10. 二重課税防止条約

タイは、日本と二重課税の回避、脱税の防止のために、日タイ租税条約を締結している。この条約の対象となる租税は、日本の場合は所得税と法人税で、タイの場合は法人所得税、個人所得税及び石油所得税である。この条約では、これらの租税についてどちらの国が課税するかを明確にしている。また、二重課税排除のために、①タイにおいて課税された税額は日本において納付すべき法人税額から控除される（直接外国税額控除制度）、②投資奨励法の規定により、タイ子会社が減免された所得税額を、日本においてみなし外国税額控除することが認められる等の制度が設けられている。

ひとくちメモ 3： 経理担当者が重要

タイでは企業会計教育が遅れているため、経理人材がそもそも不足している。加えて言葉の問題等から日本人幹部との経理処理に関する意思疎通が十分でないことが多く、経理部門と製造部門、資材部門、販売部門等タイ人同士のヨコのコミュニケーションも不十分なことが多い。そのため、税務調査に十分に対応できないことになる。

また、日本人幹部も技術畑、営業畑の人が多く、経理に詳しくない場合が多い。税務調査には平素から各部門が連携し、適切に証憑をそろえ、タイ語で対応しなければならないので、いかにしてタイ人の有能な経理スタッフを確保するかが重要な課題となる。即戦力と言える人材はなかなかいないので、経理担当者を一定期間日本へ送って本社の日本人が指導するといった自社での経理人材の育成が必要となる。